



国海環第93号
平成26年12月25日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅実



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正について
(通知)

下記省令の一部改正が平成26年12月26日に公布（施行日：平成27年1月1日）される
予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令
第38号）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等
に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等
の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令について

1. 改正の経緯

平成27年1月より、マルポール73／78条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の定めるところにより、特定の海域を航行する船舶は、当該海域において使用する燃料油に含まれる硫黄分濃度を0.1%以下とすることが義務づけられる。一方、船舶からの硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置（以下「硫黄酸化物放出低減装置」という。）による硫黄酸化物の低減が代替措置として認められており、当該装置の技術開発等が進められてきた。

今後予定されている燃料油規制の強化に伴い、需要の増加が予想される硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準等を定めるため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の21第2項の規定に基づき、関係省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」（昭和46年運輸省令第38号）
　　硫黄酸化物放出低減装置の使用方法について定める。
- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」（昭和58年運輸省令第38号）
　　硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準を追加する。
- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」（昭和58年運輸省令第39号）
　　硫黄酸化物放出低減装置を設置している船舶が法定検査を受ける場合に必要な準備について定める。

3. 今後のスケジュール

公布：平成26年12月26日
施行：平成27年1月1日